

[商品概要説明書]

横浜銀行

貯蓄預金

(2021年2月16日 以降新規取扱停止中)

1. 商品名	・貯蓄預金
2. ご利用になれる方	・個人のお客さま
3. 期間	・定めなし
4. 預入方法	
(1) 預入方法	・随時預入
(2) 預入金額	・1円以上
(3) 預入単位	・1円単位
5. 払戻方法	・随時払い戻します
6. 利息	
(1) 適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日の最終残高により、金額階層別に毎日の店頭表示の利率を適用します <金額階層> 1円以上10万円未満、10万円以上30万円未満、30万円以上100万円未満、100万円以上の4段階 (注) 金利情勢等によっては、各段階の金利が同水準となる場合があります
(2) 利払頻度	・毎年2月と8月の当行所定の日および解約時に支払います
(3) 計算方法	・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を1円とし、1年を365日とする日割による計算
7. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュカードによるお預け入れ、お引き出し等の際に、当行およびオンライン提携機関所定の手数料がかかることがあります <未利用口座管理手数料> ・最後のお取引から2年以上、一度もお取引がない場合、未利用口座としてお取り扱いします ※お取引には、お預け入れ(当該貯蓄預金お利息の元本組入れを除きます)、払い戻し(本手数料の引き落としを除きます)、記帳等が含まれます ・未利用口座の対象となった場合、事前に文書にてお届けの住所にご案内させていただき、一定期間(約3か月)経過後もお取引がない場合に、当行所定の手数料をご負担いただきます

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の場合は未利用口座の対象外です(手数料の負担はありません) <ul style="list-style-type: none"> ① 当該貯蓄預金の残高が 10,000 円以上 ② 同一支店で借入残高が 1 円以上 ③ 同一支店で預かり資産（定期預金、積立定期預金、公共債、投資信託、生命保険、外貨預金）が 1 円以上 ※盗難、紛失などご利用を停止されている口座も未利用口座管理手数料の対象となりますのでご注意ください ・ 預金残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、預金残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、通知をすることなく解約させていただきます ※口座残高以上のご負担はございません ・ 2020 年 5 月 22 日以降に新規に開設された口座が対象となります
8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）が利用できます
9. 中途解約時の取り扱い	_____
10. 利率情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利率は店頭および横浜銀行ホームページに掲載します。詳細は窓口にお問い合わせください
11. 利子に対する課税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分離課税（国税 15.315%および地方税 5%、合計 20.315%）となります
12. リスクに関する事項	_____
13. 当行が契約している指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
14. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金保険制度の対象となります（1 預金者あたり全額保護の対象商品以外の対象預金合計で元本 1,000 万円までとその利息が保護されます） （注）預金保険制度について、詳しくは店頭に掲示しているポスター、当行ホームページ「預金保険制度について」または、金融庁・預金保険機構のホームページをご覧ください ・ 公共料金の自動支払い、および給料・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取はご利用できません ・ 総合口座の取り扱いはできません